

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

〒115-0045 東京都北区赤羽丁目52番1-501号田口ビル

税理士法人 石亀総合会計事務所

<http://chudai-kaikeijin.jp>

発行人 会長 石亀 邦俊



AIとは何か

専門職へのインパクトを考える

中央大学法科大学院 佐藤 信行

はじめに

法制度や会計制度に代表される私たちが使っている社会制度の基本は、17世紀から19世紀のヨーロッパにおいて、近代市民社会の登場に合わせて形成されましたが、当時、コンピュータ技術はまだありませんでした。言い換えれば、社会制度はコンピュータを知らなかったのです。そこで私たちは、コンピュータの発達に合わせて、個別法や会計基準に部分的な修正を加えるという対応をしてきました。しかし今日、AI/ICTの発達から、部分修正では足りず、法システム全体見直しが必要であるとの考え方が登場しています。そこで、今日は、近時の生成系AIを例として、AI/ICTが法制度や会計制度に与えるインパクトについて考えてみたいと思います。

前提としての近代システム

現在、私たちが使っている社会システムの根底にあるのは「近代」というシステムであることはよく知られていますが、これは、中世（から近世の）ヨーロッパにおい

て用いられていた「封建システム」を廃し、これを置き換えるものとして形成されたものです。ここで重要なのは、あらゆる社会システムは、前提条件に規定されて内容が決まるということであり、その中でも、科学技術力のあり方は決定的に重要です。そこで、この観点で、「封建社会・法」と「近代社会・法」を比較してみると、近代社会・法というものが、18世紀末葉から19世紀末葉にかけての科学技術力（とりわけ工業力）を前提として、商品交換社会を円滑に構成することを目的に構想されていることが理解できます。そして、21世紀最初の四半世紀が終わろうとする現在でも、この近代という仕組みは、基本的なモデルとしてなお有効であり、維持されているのです。ただし、そこには一定の限界もあります。例えば、近代的な「合理的経済人」という人間の把握は、個々人の属性（例えば「消費者」）に配慮しませんが、現実の社会では「消費者保護」といった政策が必要であり、この点で近代というシステムは「現代化」という変容を余儀なくされています。

この社会の現代化の一部としての「法の現代化」は、20世紀に入って、労働法、社

会保障法、経済法（独占禁止法）、環境法、消費者法といった領域で発達してきましたが、もちろんこれらに限定されるものではありません。税を利用した政策実現、「公正なる会計慣行」を利用する法制度の多元化等も、広い意味での法の現代化の一種ですし、本日の話題「科学技術と法」「AIと法」という観点からの現代化も進行しています。本日は、主として法に着目しつつ議論を進めたいと思います。

法の現代化の一局面「AI/ICTと法」

それでは、何故、AI/ICTは法の現代化を引き起こすのでしょうか。ここでは3つの理由を考えます。第1は、AI/ICTを支える「情報」に対する近代法保護が弱いことです。近代法が形成された時代の科学技術では、情報を媒体と分離して扱うことが困難であり、保護は情報でなく、媒体に向けられました。例えば、「情報窃盗」は窃盗罪に含まれないのはその典型です。

第2に、AI/ICTが生み出す「新しい仕組み」を近代法が予定していないことがあります。会計人には身近なFintechの一例である「暗号資産」（仮想通貨）といった新しい「財」のあり方について、近代法は何も予定していません。

第3に、AIが引き起こす結果について、「人ではないAI」に責任を問うことを近代法は予定していません。責任の主体はあくまで「人」であり、コンピュータやAIの責任を問うということは、まったく想定外の事態です。

そこで、法は、こうした課題に対して概ね次の3つの方法で対応してきました。

最初の対応（1型対応）は、何とか既存の法の枠組みで対処するというものです。かつて、ネット上でわいせつデータ頒布したことが問題となった事件で、刑法175条が

規定する犯罪を構成する「わいせつ物（有体物）」が存在しないが故に不可罰ではないかという議論がありました。裁判所は、この事案を当該データを保存していたハードディスクをネット上で閲覧できるように「陳列した」ものとして対処し、処罰を行いました（大阪高判1999年8月26日）。

次に、既存の法を前提としつつ例外的対応を定める特別法の制定といういわばパッチワーク対応（2型対応）も行われます。例えば、人ならぬコンピュータを騙す行為は「詐欺」とは言い難いことから、現在では、コンピュータを誤動作させること自体を犯罪とするという特別規定が刑法に追加されています（246条の2）。

ところがこのパッチワーク対応にも限界があります。この方法は、従来の仕組みを原則として残しつつ、例外を設定しますが、新技術があまりに大きなインパクトを持っている場合、原則の維持すら困難になることがあるからです。例えば、何が「わいせつ」という価値観やそれを背景とする刑法は、国ごとに異なっています。そこで従来から、税関という水際でわいせつ物の流入を阻止していました。しかし、インターネットは容易に国境を越え、日本税関を通過できないはずのわいせつ動画（のデータ）を、誰でも簡単に入手できます。こうなると、従来のわいせつ物規制の枠組み自体が絵に描いた餅であり、平等な法執行が担保できないという原理的な問題を引き起こします。そこで、こうした場合には、既存の法システムの相当部分を改めるという対応（3型対応）が必要となります。現在、刑法175条の廃止論が有力に主張されているのには、このような背景があるのです。

こうした中、従来のICTの発展の延長線上にありながらも、極めてインパクトが大きいものが、近時のAIとりわけ生成系AIの急速な発展です。そこでは、まずは2型対

応がなされていますが、その不全が指摘される事態も生じており、3型の対応を考えるべき多くの論点が提示されています。そこで、この点をもう少し考えてみます。

生成系AIとは何か：問題の所在

そもそも生成系AI (Generative AI) とは、いわゆる人工知能 (AI) の中で、与えられた条件に応じて、新たな（あるいは「新たなものにみえる」）文章や画像等を生成するものの総称ということができます。従来のコンピュータシステム利用の中核の一つは「データベース」ですが、これは、予め用意されたデータ（文章など）のうち検索条件に合致するものを提示するものです。これに対して生成系AIは、ネット上等に存在する情報を学習して、質問や要求に応じて、その都度学習結果に基づく新たな（あるいは「新たなものにみえる」）出力を行う点が異なっています。

生成系AIの研究は、これまでも継続的に行われてきました、2022年に大きな進展があり、多くの実装がインターネット上で無償利用できるようになりました。そこで、多くの関心を集めると共に、とりわけ教育現場やビジネス現場での利用をめぐる議論が活発化しています。現在の生成系AIは、出力するデータの形式に応じて異なる学習を行う必要がありますが、大きく見て、画像（静止画像）、映像（動画）、音声、文章の4領域で開発が進んでいます。

特に文章領域では、2022年11月から翌年3月にかけてChatGPTのアップデートが公開され、その高い能力が大きな話題となりました。とりわけレポート作成などに利用された場合、正確な成績評価ができなくなるのでは、という危惧が高等教育界に広がり、いくつかの大学では「生成系AI利用禁止令」が発出されるという事態にまで至り

ました。これに対して、中央大学は禁止令ではなく、より良い社会発展のために適正な開発利用を促進するという視点に立って、2023年6月5日に「中央大学における「生成系AI」についての基本的な考え方」と「中央大学の教育課程における「生成系AI」利用上の留意事項について」という2つの文書を定めています。

(https://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/generative_ai/)

文章を生成するAIは、まず大規模言語モデル (Large Language Model; LLM) に基づいて、インターネット上等にある文書データを「学習」しますが、この「学習」をごく単純化して言えば、単語と単語、文節と文節、文と文、段落と段落の結びつきについて、確率を知ることです。例えば、ネット上には「カナダの首都はオタワである」という文が多く存在しており、「カナダの首都は」という文節の後ろには「オタワである」という文節が結合する確率が高いことが学習されます。もちろん、ネット上には「カナダの首都はトロントである」という（今日では）誤った文も相当程度存在しており、歴史的にはトロントが首都であった時もあることから、システムは低い確率ですが、一定の確率で「トロントである」という文節が続く可能性を残します。そしてAIは「カナダの首都は？」という質問に対して、この確率に基づいて「オタワである」と回答する訳です。

このことから理解されるのは、文章生成AIは、「意思をもち思考するAI」とはいえないということです。こうしたAIは「弱いAI」と呼ばれます。これに対して「意思をもち思考するAI」は「強いAI」と呼ばれます。例えば、「鉄腕アトム」は一般に強いAIであると理解されています。ただし、ここで問題となるのが、現時点では、人間の脳機能の全容は解明されておらず、そもそも「意

「意思をもち思考する」とはどのような状態かが明らかではないということです。実は、現行の社会システムは、この点について「人間は意思をもっており、その決断に従って行動したことが責任の根拠である」という大前提の上に成り立っているのですが、実は「意思」とは何かを解明し尽くしてはおらず、根源的問題を内包しています。例えば、刑事法では、事物の是非・善悪を弁別し、かつそれに従って行動する能力のない者に対しては、行為を非難することができないのであるから、刑罰を科すこともできないという考え方を採用していますが、この判断を巡ってはしばしば議論が対立します。

この問題の逆の場面が、人ではないが「意思」をもつ「強いAI」が自ら判断して行動した場合のであれば、刑事責任を問うべきではないかという議論です。換言すれば、アトムが犯罪を行ったなら、アトムに刑罰を科すべきといえるか、という問題です。これに対する回答としては、あくまで刑罰の対象は「人」に限られるべきであると立場から、アトムではなく「生みの親」である天馬博士（あるいは「育ての親」であるお茶の水博士）の責任のみが問題となるとい結論もあり得る一方で、アトムの責任を追求すべきとの結論もあり得ます。

実をいえば、この点は、かねてより法律学においても思考実験的には話題となっていました。現実的な課題とは考えられていませんでした。つまり「強いAI」の登場は、かなり先の未来の話であり、今論じる必要はないと思われていたのです。しかし、現在の生成系AIは、「意思をもち思考している」とはいえないとしても、「人が会話によって、相手が人か機械かを区別できるか」という「チューリング・テスト」を通過することはできる段階にはあるといえます。そして、そもそも人間の脳機能が解明されていない以上、「意思をもつ」と「意思をもつよ

うに見える」ことには本質的な差を見いだすことは不可能であると考えれば、状況は一変します。まさに現在の課題として、上の問題を考える必要が生じるのです。

生成系AIの実力：2024年6月

現在一般に利用できる文書生成系AIがチューリング・テストを通過できるかについては、議論もあります。ここで事例をみておきましょう。以下は、2024年6月中旬にChatGPT4oと会話した結果です。

問い：国際会計基準と日本会計基準の違いとして、適切なものはどれか。

- 1 「のれんの処理」について、日本会計基準では20年以内で定額償却することを認めるが、国際会計基準では償却を認めない。
- 2 「固定資産の耐用年数」について、日本会計基準では一律に10年とするが、国際会計基準では当該企業が使用を予定する期間となる。
- 3 「非上場株式の貸借対照表計上額」について、日本会計基準では時価評価額となるが、国際会計基準では取得額となる。
- 4 「研究開発費」について、日本会計基準は研究費と開発費を区分して、前者は発生時に費用処理する一方で、後者は資産に計上するが、国際会計基準ではすべて発生時に費用処理する。

ChatGPT4oの回答：

解答：1が適切です。日本会計基準(JGAAP)では、のれんの処理において20年以内で定額償却を認めています。国際会計基準(IFRS)では、のれんの償却を認めず、減損テストを毎年行うことが求められます。

他の選択肢についての説明：(2) これは誤りです。日本会計基準でも、固定資産の

耐用年数は資産の種類や使用状況に応じて設定され、一律に10年とはしていません。(3) これは誤りです。国際会計基準(IFRS)でも、金融商品については公正価値(時価)で評価することが求められます。(4) これは誤りです。国際会計基準(IFRS)では、研究費は発生時に費用処理しますが、開発費は特定の条件を満たせば資産として計上します。

もちろん文書生成系AIは、決して万能のツールではありませんが、ChatGPT4oはチューリング・テストを通過できるように見えます。他方で、同じ日に行った最高裁判所の判例法に関する対話では、実際には存在しない最高裁判決を作り出してしまおうという現象(幻視=ハルシネーション)を引き起こし、論理的な矛盾を指摘されて謝罪するといった場面もありました。人間も間違ふ訳ですから、これも含めて、チューリング・テストを通過できるといえるかは微妙なところですが、少なくとも対話が継続したことは間違いありません。

生成系AIは法システムの破壊者か？

さて以上を踏まえて、AIシステムが提起する課題について、改めて整理してみましょう。

そもそも法システムは、「人」のみを法的主体としますが、その前提には「意思」の力を有するのは「人」だけであるという近代啓蒙主義の考え方があります。他方で、これまでのコンピュータシステムは、人が求める「計算結果」を示すという意味では高度に発達してきましたが、そこに「コンピュータの意思」を見いだすには至っていませんでした。しかし、AI(とりわけ生成系AI)には、少なくとも「意思を持って行動しているように見える」(チューリング・テストを通過できるといえる)という特徴を有します。ここにおいて、人ならぬAI

の動きを法的にどのように評価すべきか、生成系AIは法システムの破壊者かという問題が生じる訳です。そこで、今回は、2つの具体的事例を考えます。1つは、AI生成物による著作権侵害の問題、もう一つは、自動運転自動車の問題です。

AI生成物による著作権侵害

生成系AIの作成した文書や絵が、既存の文書や絵と極めて類似していた場合、著作権侵害が生じるか、現在大変大きな議論となっています。そもそも、このようなタイプの著作権侵害成立を認めるためには、既存の著作物(思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。)が存在していることを前提として、誰かが別の著作物を創作し、後者と前者との間に、「依拠性」と「類似性」が必要です。

最初の問題は、生成系AIの生成物が「著作物」といえるかということです。著作物であるためには、思想又は感情を創作的に表現することが必要であり、従来は、それは人だけが可能な営みであると判断してきました。もちろん、人が筆を使って絵を描くのと同一ような意味で、人が生成系AIを道具として使って絵を描けば、それはその「人」の著作物です。しかし、生成系AIに「小太りの博士を漫画風に描いて」という程度の指示をして生成された画像データについて、その指示者が「思想又は感情を創作的に表現」したというのは極めて困難でしょう。

また、「依拠性」は、著作権に特有の考え方です。AとBが全く独立に極めて類似した何かを生み出したとしましょう。これが特許であれば、発明品を先に登録したAが特許権を取得し、Bには何らの権利は発生しません。しかし、これが著作物である場合、

AとBの両方に著作権が発生します。時の前後は無関係です。例えば、Aが今日の午前に読んだ俳句を知らないまま、Bが午後に全く同じ俳句を詠んだとして、AとBの著作権は問題なく併存します。つまり、BはAの俳句を知らなかったのに、当然にAの俳句に依拠することはできず、このような場合には著作権侵害ではないというのが著作権法の考え方なのです。すると、生成系AIがどのようなデータを学習しているかについて、通常は知ることがない(できない) Bが「小太りの博士を漫画風に描いて」と指示して出力された画像データが、結果として「お茶の水博士」に似ていても、依拠性を認めるのは困難です。

さらにいえば、著作権法が保護するのは表現ですから、いわゆる「画風」は保護対象ではありません。手塚治虫が一度も描いたことのないシチュエーションやポーズで、「お茶の水博士」風の人の絵を生成系AIが描いたとすると、何に類似していると判断すべきかという問題が生じます。

しかし、このような結論は妥当といえるのでしょうか。もちろん、「原」著作物の著作者・著作権者の立場からすると、妥当ではないといえますが、そこから一歩進んで、AIの生成物たる「作品」による権利侵害の責任を誰に帰すべきかを考えると、実は、近代法システム全体に揺らぎが生じることとなります。

そこで政府は、既に文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」(令和6年3月15日)を取り纏めて公表していますが、その内容については、パッチワーク対応型(2型)での対応指向が強いといえ、著作権法体系全体との不整合を指摘する意見も見られます。確かに、3型で対応を検討すべきところ、当面2型で対応するという選択肢は、一般的に言えば否定されるものではありません。

しかし今回の「考え方」に含まれる内容については、原理的な困難を含むパッチワーク対応の提案が含まれており、なお一層の検討が必要であると考えられます。

自動運転自動車とは

現在、自動車の自動運転については、レベル0～5の6段階が考えられており、レベル3以上がいわゆる自動運転です。ただし、レベル3では、システムの作動継続が困難な場合は運転者の介入が予定されており、本来の意味での自動運転ではありません。これに対してレベル4・5では、そもそも運転者が観念されず、よって人の介入も予定されません。では、このようなレベル4・5の自動運転自動車が公道を走行することを許すべきでしょうか？

まず前提として、レベル3と4の違いを考えましょう。レベル2が、今日、一般的に公道を走っているコンピュータ補助機能付きの自動車です。これがレベル3になると、運転者は何もしなくとも、自動車自身が判断をして走行します。ただし、万が一の場合、運転者は自動車からコントロールを取り戻して、自ら運転を行うことが必要であり、事故等の責任は運転者に帰することになります。HONDAのLEGENDの限定生産モデルがレベル3です。これに対して、レベル4・5の自動車は、SFに登場する「運転手なしで自動車自身が判断する乗り物」です。乗るのはあくまで客ですから、自動車の動作がおかしくなっても、万が一事故が起こっても、責任を問われることはありません。走行場所が限定的な領域(オリンピック選手村等)であればレベル4、限定なしであれば5となります。

これまで法律上はレベル3までの自動運転自動車は認められており、実車も存在していますが、レベル4以上は認められてい

ませんでした。しかし2022年4月27日に公布の道路交通法改正法において、制限付きながら、これが解禁されたのです。

まずこの改正では、これまでの「運転」とは別に、レベル4の自動運転を指す「特定自動運行」という概念が導入されました。つまり、公道の自動車走行には、人間が操る「運転」と、コンピュータが操る「特定自動運行」の2種類が区別されます。その上で、後者について許可制度を導入し、許可を受けた特定自動運行実施者のみが、これを行うことができると規定しました。具体的には、レベル4の自動運転移動サービスを行おうとする事業者が、特定自動運行計画を策定し、都道府県公安委員会に申請し、都道府県公安委員会が基準に従って審査するとともに、国土交通大臣や市町村の長にも意見を聴いたうえで、許可するという制度設計です。そうして、許可を受けた特定自動運行実施者が、一定の条件等の下で、特定自動運行を行うこととなります。

この仕組みは、例えば、高齢化が進む地方部で公共交通機関の代替として、バス会社やタクシー会社が自動運転自動車による移動サービスを提供することを可能とするもので、確かに、少子高齢化、大都市部への人口集中、運送業従事人口減少といった課題に対する回答の一つとして有効だと考えられることから、国会での審議でも大きな反対意見なく、改正法が成立しています。

自動運転自動車をめぐる課題

しかし、レベル4自動運行の解禁とは、要するに、AIロボットによる自動車運転の解禁のことです。運転席にアトムが座る代わりに、AIシステムが内蔵された車が自走しているに過ぎません。とするならば、このレベル4自動運行車が仮に交通事故を起こした場合、その責任は誰が負うべきなの

かという問題が提起されます。

このような責任というのは、大きく民事責任と刑事責任に区分されますが、前者については、結局のところ被害者が救済されれば良いので、保険制度の拡張による対応となるでしょう。すなわち、レベル4自動運行車全てについて、原因の如何を問わず、被害者がいれば補償する保険を創設し、運行者に加入を義務づける制度の構築です。この際問題となるのは、これまでの保険であれば、加害者と被害者の過失という主観的要素に応じた調整を行うところ、自動運行車についても人と同様に過失判断をすることが可能かという点ですが、「弱いAI」である自動運行システムについてこの点を観念することはできないので、結局、自動運行車側に100%の過失があると仮定して、そこから被害者の過失分を割り引くという手法をとることになるでしょう。

これに対して、刑事については大変難しい問題となります。まずに考えられるのは、自動車メーカーや設計者の責任です。レベル4以上の自動運行車においては、当然に衝突を回避するための機能が搭載されることとなります。しかし、もちろん、衝突を完全に回避することができない場合がある訳ですから、結果として、AIが判断して、最も被害者が少なくなるべく走行するという設計がなされることとなります。しかし、この設計は、社会一般的に認められる価値観と一致していることから、設計者に責任を問うことは極めて困難です。また、次に、自動運行の実施者の責任も考えられますが、上のようなシステムを知った上でそれを運行していたとしても、責任を考えることは極めて不合理でしょう。

そこで、自動運行車自体（厳密に言えば、そこに登載のAIシステム）の刑事責任を問うことが考えられます。ここでの課題は、人でないAIシステムに法的責任を問うこと

が可否です。この点、「強いAI」については、人に類似している、すなわち人と同じように意思を有するのであるから、そこに責任の根拠を求めるという考え方も論理的には可能でしょう。ただ、実際には、AIに刑事罰を加えることが可能かという問題が残りますし、「弱いAI」については、この考え方は打倒しません。そこで、人とAIの意思作用の類似性ではなく、制度的責任を問うというアプローチも考えられます。これは、「法人」に対して刑事責任を問うという制度の変形・応用として議論されます。すなわち、意思をもたない組織である「法人」に対しても罰金刑を科すことは厳に行われているのであるから、その延長線上に、AIに罰金刑を科すことが観念できるというものです。ただ、法人は少なくとも擬制的権利義務主体として、財産を所有しますが、自動運行車のAIは擬制的権利義務主体ですらなく、結果として、メーカーや運行者に負担転嫁されるだけとの批判が生じます。

とすると、レベル4自動運行車の事故については、誰の刑事責任も問わないものとするドラステックな（3型の）対応が、ほぼ唯一の結論となります。そして、この結論を支持できない人が多数を占める社会においては、レベル4以上の自動運行車を認めてはならないこととなります。ただ、2022年度道路交通法改正については、残念ながらこうした検討が十分ではなかったと考えられます。

専門職へのインパクト： EU AI法を参考に

税理士、公認会計士あるいは弁護士といった実務に関わる専門職は、一般に、既存の規律内で行動することが専門家倫理上求められています。税理士でいえば租税法主義、公認会計士でいえば公正なる会計慣行、刑事弁護士であれば罪刑法定主義を起点として職務を遂行しますが、これらに準拠することは、結果としてAI/ICTに係る問題でも1型（又は2型）の対応を指向する傾向に繋がります。

他方、今回は2つの例を見ましたが、生成系AIがもつインパクトに対しては、従来の2型対応では不足、3型対応が必要となるものが多く含まれています。

ところが、3型対応は社会制度の根本を揺るがすものですから、逆説的にいえば、正に専門家による慎重な判断に支えられる必要があります。この点、EUは、今年AU AI Actを制定し、AIのリスクを4層化して、最上層のリスクを伴うAIを禁止すること、第2層リスクを伴うAIは厳格な規制下に置くことを決めました。

日本でも、この仕組みを参考にしつつ、専門職業人が、各専門領域でのAIのリスク分析を行い、いかなる対応が適切かを議論することが求められています。この仕事は、まさにAIには不可能であり、専門職業人によって担われるべきものなのです。

佐藤信行（さとう・のぶゆき）

1962年福島県生まれ。中央大学法学部法律学科卒業（1985年）後、同大学院法学研究科公法専攻博士前期課程修了（法学修士）、同博士後期課程退学。釧路公立大学専任講師、同助教授、尚美学園大学教授等を経て、2004年から中央大学法科大学院教授。専門は、公法、英米カナダ法、情報法等。博士（法学、2000年、中央大学）。現在、中央大学副学長を兼ねる。
